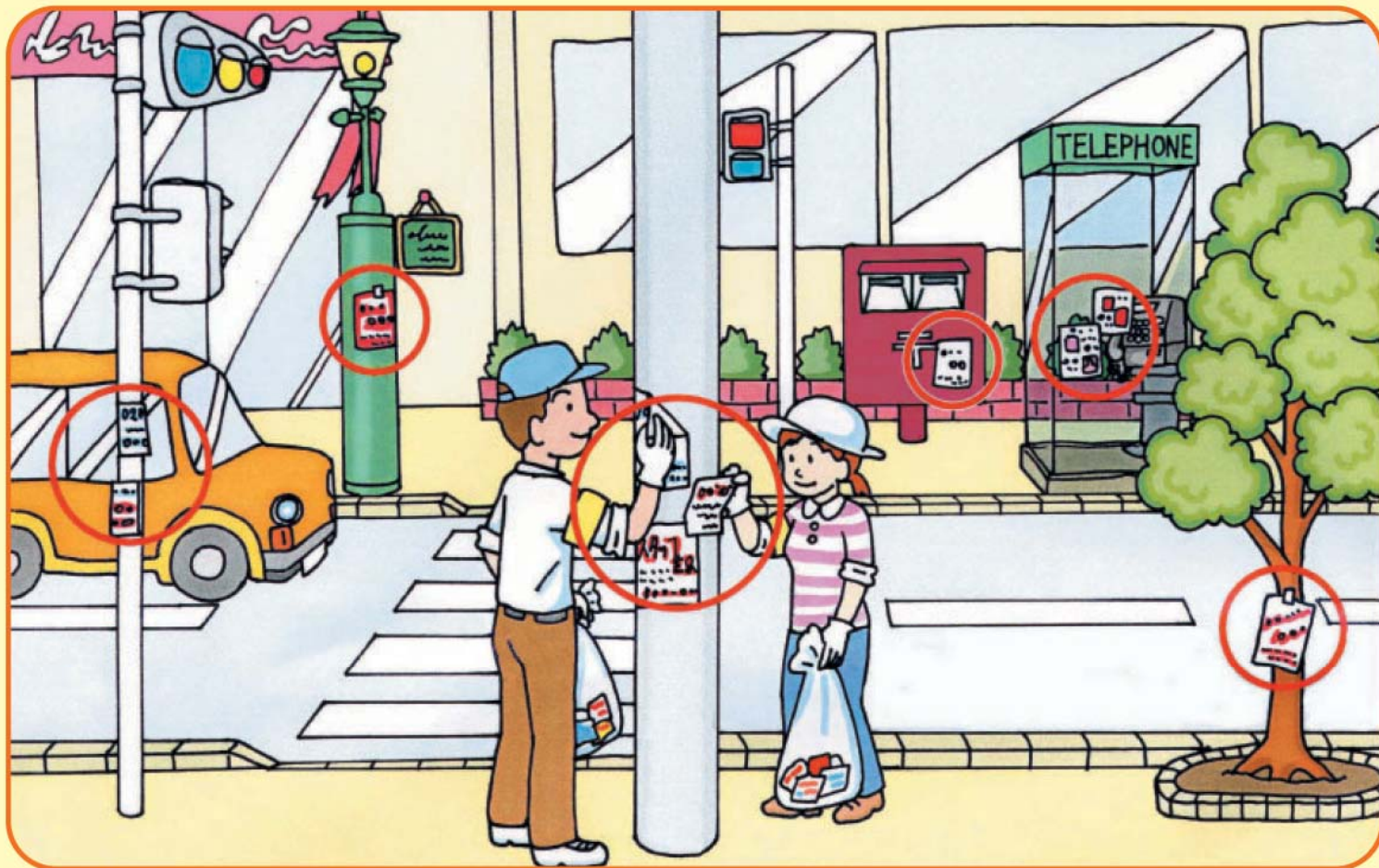


みやぎ違反広告物 除却サポーター 活動の概要



注意事項

- ・身分証を携帯し腕章を着用してください。
- ・2人以上で活動を行ってください。
- ・日没後の活動は避けてください。
- ・通行車両には十分注意してください。
- ・除却できるか不明のものは、除却しないでください。

除却対象

- 電柱、街路樹などの禁止物件に貼られている条例に違反する「はり紙」です。
 - ・「はり札」や「立看板」などは除却できません。管理されず放置されているものがあつた場合は県の職員が撤去指導します。
 - ・政治活動に係るものや営利目的でないものは除却できません。

お問合せ先

大河原土木事務所行政班 電話：0224-53-3903

仙台土木事務所行政第一班 電話：022-297-4117

北部土木事務所行政班 電話：0229-91-0732

宮城県土木部都市計画課（制度全般）
電話：022-211-3132

東部土木事務所行政班 電話：0225-94-8692

気仙沼土木事務所行政班 電話：0226-24-2539

東部土木事務所
登米地域事務所行政班 電話：0220-22-2494

＜除却できるものとできないもの(実例)＞



除却可：はり紙
電柱に直にはりつけ



除却可：はり紙
(ラミネート加工)
電柱にひも・テープ等で括りつけ



除却可：はり紙
街路樹にひも・テープ等で括りつけ



除却不可：はり紙
公共目的の表示ははがせません。



除却不可：はり紙
公共目的の表示ははがせません。



除却不可：はり札 (木枠等に布張り)
放置されているものは県の職員が撤去します。



除却不可：はり札
(プラスチック・金属・木製)
放置されているものは県の職員が撤去します。



除却不可：立看板
放置されているものは県の職員が撤去します。



除却不可：広告旗
放置されているものは県の職員が撤去します。